

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20250904	株式会社岡野商店(法人番号4240002029522) 代表者岡野元宣	広島県山県郡北広島町南方字中山10206番10	西風新都	広島県広島市安佐南区伴西3丁目2-1-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法同条第4項	令和6年12月17日及び令和7年2月28日に、乗合バス車両との正面衝突事故を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20250910	広島エアポート交通株式会社(法人番号8240001022648) 代表者武智康平	広島県東広島市河内町入野1169番地1	本社営業所	広島県東広島市河内町入野1169番地1	文書警告	道路運送法第27条3項	令和7年8月12日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20250911	有限会社中村物流(法人番号2240002037510) 代表者中村眞治	広島県廿日市市宮園9丁目7-5	廿日市営業所	広島県廿日市市平良1丁目11-12	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(30日車)、輸送の安全確保命令、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法同条第4項	令和5年11月16日及び令和6年3月27日に、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等基準告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)	33	33
20250912	フナキ運輸株式会社(法人番号2260001022949) 代表者奥田建志	岡山県真庭市五名1788-1	本社営業所	岡山県真庭市五名1788-1	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法同条第4項	令和6年9月6日及び同年10月25日に、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	3	3
20250912	山陰オート供給株式会社(法人番号3280001005018) 代表者山崎真一	島根県益田市安富町1358-1	本社営業所	島根県益田市安富町1358-1	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法同条第4項	令和6年9月26日及び同年11月14日に、情報提供を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	1	1

20250919	重安運送株式会社(法人番号4250001009937) 代表者重安清和	山口県周南市室尾一丁目11-1	本社営業所	山口県周南市室尾一丁目11-1	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法同条第4項	令和6年9月26日及び同年10月15日に、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	3	3
20250926	有限会社牛窓運送(法人番号4260002031237) 代表者河本三吉	岡山県瀬戸内市牛窓町長浜6885-33	本社営業所	岡山県瀬戸内市牛窓町長浜6885-33	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、同条同項第2号及び同条第4項	令和6年6月5日、同年7月2日及び同年7月16日に、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)	11	11